

令和4年第3回新十津川町議会定例会一般質問通告表

順位 (議席番号)	質問者	質問事項	答弁者	摘要
1 (3)	進藤久美子	<p><b>1 高齢者補聴器購入費用の助成について</b></p> <p>令和2年以降、新型コロナウイルスのまん延により、町の行事、イベント等が中止となるなど、高齢者を含め住民はとて不自由な生活を強いられたと思う。</p> <p>特に予防対策の一つであるマスクの着用により、耳の不自由な方からは、さらに会話が聞き取りにくく苦勞しているとの相談を受けている。</p> <p>聴力の低下により、聞き取ることに苦勞するようになると、家庭やコミュニティでの孤立につながり、ひきこもりの原因になると思われるので、高齢者補聴器の購入費用を助成すべきと考えるが、町長の考えを伺う。</p>	町長	

順位 (議席番号)	質問者	質問事項	答弁者	摘要
2 (5)	小玉 博崇	<p><b>1 ハラスメント防止条例の制定について</b></p> <p>労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置が令和2年6月1日から大企業が、今年4月1日からは中小企業事業主も義務化された。</p> <p>Job総研による「ハラスメント実態調査」では、全体の43.6%が過去1年間でハラスメントを感じたと回答し、精神的不安定になったと回答したのが45.5%。職場でのハラスメント防止策が不十分なため退職に至るケースや転職など自己解決したという回答が最多回答となったとの結果であった。</p> <p>本町においては、令和3年8月2日訓令第9号で「新十津川町ハラスメントの防止等に関する規程」により、職員を対象とした防止策が定められている。</p> <p>昨今、様々な事案を考慮し、自治体におけるハラスメント対策に職員の外、町長を含む特別職や議員を対象に含め、「ハラスメントを絶対に許さない」という自治体のスタンスを条例制定という形で示す自治体が増えている。</p> <p>本町においても、職員が安心して町民のために公務を執行できる環境づくりの一環として、現行規定を自治体の最高法規である条例に格上げした「ハラスメント防止条例」を制定すべきと考えるが、町長の考えを伺う。</p>	町 長	